

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）等業務委託 応募要領説明書

令和 8 年 7 月 1 日

行橋市環境水道部上水道課・下水道課

第 1 節 一般事項

1. 応募要領説明書の位置付け

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）等業務委託（以下「本委託」という。）は、水道料金等関連業務及び農業集落排水使用料関連業務について、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的として実施するものである。

行橋市は、本委託を民間事業者（以下「事業者」という。）へ委託することとし、公募型プロポーザル方式（随意契約）により受託事業者を選定するものとする。

なお、本委託における水道料金には、下水道使用料を含むものとする。

この応募要領説明書は、本委託の受託事業者を選定するにあたり、公募に参加しようとする事業者（以下「応募参加者」という。）に配付するものである。

また、本応募要領説明書と併せて配付する要求水準書、様式集その他関係書類は、本応募要領説明書と一体のものとして取り扱うものとし、これらを総称して「応募要領説明書等」という。

2. 委託業務の概要

委託業務の概要は、別添「要求水準書」のとおりとする。

ただし、要求水準書は、本委託において行橋市が求める業務水準及び業務内容の最低限の要求事項を示すものであり、応募参加者の技術提案内容を制限するものではない。

応募参加者は、要求水準書に示す内容を満たしたうえで、自らの知識、経験及びノウハウを活用し、本委託の目的達成に資する効果的な提案を行うものとする。

3. 提案上限額

本委託の提案上限額は、423,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

【年度別上限額（消費税及び地方消費税を含む）】

令和 9 年度	84,760,000 円
令和 10 年度	84,760,000 円
令和 11 年度	84,760,000 円
令和 12 年度	84,760,000 円
令和 13 年度	84,760,000 円

※提案見積額（総額）が上記提案上限額を超える場合は、失格とする。

※原則として、契約期間中においては、物価又は賃金の変動を理由とする契約金額の変更は行わない。

4. 委託業者選定の概要日程

応募参加者は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ提出し、参加資格審査を受けるものとする。

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、応募要領説明書等に基づき、業務提案書、電算システム計画書及び提案見積書（以下「業務提案書等」という。）を提出するものとする。

公募開始・応募要領説明書等配付開始 参加申込・質問受付開始	令和８年８月 ３日（月）
質問受付締切	令和８年８月１４日（金）
質問回答	令和８年８月２８日（金）
参加申込受付締切	令和８年９月１５日（火）
参加資格審査結果通知	令和８年１０月２日（金）
業務提案書等提出期限	令和８年１０月２０日（火）
業務提案審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和８年１１月１３日（金）
審査結果通知	令和８年１１月２０日（金）
契約交渉	令和８年１２月１日（火）
委託契約締結	令和８年１２月中旬

- ① 本委託に係る契約（以下「委託契約」という。）は、業務提案書等の内容及びプレゼンテーションの結果について、〔別表１〕に定める評価項目に基づき採点を行い、最も高い評価点を得た応募参加者（以下「優先交渉権者」という。）と契約交渉を行うものとする。契約交渉の結果、合意に至った場合は、委託契約を締結する。
- ② 必要に応じて、質問の受付及び回答を別途行う。
- ③ 業務提案書等の受付後、提案内容について質疑等を実施する場合がある。
- ④ 応募状況その他の事情により、日程を変更する場合がある。

第２節 応募参加者に関する要件及び応募要領

１．応募参加者の備えるべき要件

- （１）「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」に基づく市内及び市外の物品・役務有資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、参加申込時点において当該名簿に登録されていない者であっても、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに当該名簿への登録を受けることを条件として参加を認める。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定に該当しない者であること。
- （３）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （４）本件に係る公示の日から受託候補者の決定までの間に、行橋市建設工事に係る指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 給水人口45,000人以上の水道事業体において、水道料金等関連業務(検針業務、収納業務及び窓口業務等を一体的に実施するものに限る。)を受託した実績を有する者であること。
- (7) 農業集落排水事業に係る使用料徴収業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 当該業務委託の目的を達成するために必要な人員体制を確保し、適切に従事者を配置できる者であること。
- (9) 日本国内において、水道事業の検針、収納及び受付業務並びに農業集落排水事業に係る使用料関連業務について3年以上の実務経験を有し、かつ、当該事業者と常時雇用関係にある業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (11) 暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は役員が暴力団員でない者及び暴力団と密接な関係を有しない者であること。

2. 応募参加者の禁止行為

応募参加者は、自己に有利となることを目的として、本委託の事務局職員、行橋市水道事業(検針・収納・窓口)等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員その他本委託の関係者に対し、選定結果に影響を及ぼすおそれのある働きかけを行ってはならない。

応募参加者が前項の規定に違反した場合又は選定の公正性を損なうおそれのある不誠実な行為を行った場合は、応募参加資格を取り消すものとする。

3. 応募参加資格の取り消し

応募参加者が参加申込書を提出した日(行橋市が当該申込書を受理した日をいう。)から審査結果の公表までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、応募参加資格を取り消すものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を振り出したとき。
- (2) 行橋市の指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 実施要領、応募要領説明書等で定める提出期限、提出場所、提出方法その他の条件に適合しない書類を提出したとき。
- (5) 応募参加者の禁止行為に該当した者。
- (6) 提案見積書の金額(総額)が、本応募要領説明書第1節3に定める提案上限額を超えたとき。

4. 応募に関する留意事項

(1) 応募要領説明書等の承諾

応募参加者は、業務提案書等を提出した時点で、応募要領説明書等に記載された内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に要する一切の費用は、応募参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募参加者が応募要領説明書等に基づき提出した書類の著作権は、当該応募参加者に帰属するものとする。ただし、行橋市は、本プロポーザルに関する公表、本業務の実施その他必要と認める場合には、当該書類の内容を無償で利用できるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、提出後の変更を認めないものとし、原則として返却しないものとする。

(6) 行橋市からの提示資料の取扱い

行橋市が提示する資料は、本プロポーザルに係る業務提案書等の作成及び検討以外の目的で使用してはならない。

(7) 応募及び業務提案書等の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募又は業務提案書等は、無効とする。

- ア 応募参加資格を取り消された事業者の業務提案書等
- イ 記名押印のない提案見積書により行われた応募
- ウ 同一の応募参加者から提出された複数の業務提案書等
- エ 同一の評価項目に対し、2以上の提案が記載された業務提案書等
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の応募
- カ 著しく信義に反する行為を行った応募参加者による応募

(8) その他

応募要領説明書等に定めるもののほか、応募に関して必要な事項が生じた場合は、応募参加者全員に通知するものとする。

5. 応募要領説明書等の配付等

(1) 応募要領説明書等の配付

ア 配付期間

令和8年8月3日（月）から

イ 配付場所

- 1) 行橋市環境水道部上水道課事務局
- 2) 行橋市ホームページ

なお、応募要領説明書等は、行橋市ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 質問及び回答

ア 質問の受付

令和8年8月3日（月）から

令和8年8月14日（金）まで 12:00必着

質問は、質問内容を簡潔に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、提出先へ電話により到達確認を行う

こと。電話、口頭その他指定する方法以外による質問については、受け付けないものとする。

イ 回答

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 2 8 日（金）に市公式ホームページに公開するものとする。

6. 提出書類

(1) プロポーザル参加申込書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 1 5 日（火） 1 5 : 0 0 必着

イ 提出先

行橋市環境水道部上水道課

ウ 提出方法

上記提出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、誤送信及び送信容量に十分注意するとともに、送信後、提出先へ電話により到達確認を行うこと。

エ 提出書類

- 1) プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- 2) 会社概要が分かる書類（会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど）
- 3) 給水人口 4 5 , 0 0 0 人以上の水道事業体における水道料金等関連業務の受託実績（検針業務、収納業務及び窓口業務を一体的に実施したものに限る。）を確認できる書類
- 4) 水道関係資格の種類及び保有者数が分かる書類
- 5) 農業集落排水事業に係る使用料徴収業務の受託実績を確認できる書類
- 6) 業務に従事する従業員数及び従業員総数が分かる書類

オ 提出部数

持参又は郵送の場合は正本 1 部及び副本 1 0 部を提出すること。ただし、副本については、事業者名（提案者名）、所在地、電話番号その他提案者を特定できる情報が判別できないよう、黒塗り等の処理を施すこと。

(2) 業務提案書等の提出

ア 提出期限

プロポーザル参加資格審査結果通知書を受領した日から

令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火） 1 5 : 0 0 必着

イ 提出先

行橋市環境水道部上水道課

ウ 提出方法

上記提出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、誤送信及び送信容量に十分注意するとともに、送信後、提出先へ電話により到達確認を行うこと。

エ 提出書類

- 1) 業務提案書（様式第 3 号～様式第 11 号）
- 2) 電算システム計画書（様式第 12 号～様式第 17 号）
- 3) 提案見積書（様式第 18 号）
- 4) データ移行についての参考見積書（任意様式）
- 5) 業務提案書等の作成に当たっては、各様式の枚数を問わないが、できる限り簡潔に記載すること。用紙サイズは A4 判縦置き横書き左綴じを基本とし、図表等により A3 判を使用する場合は折り込みとすること。

なお、業務提案書等に付随する参考資料等の添付は認めない。

オ 提出部数

持参又は郵送の場合は正本 1 部及び副本 10 部を提出すること。ただし、副本については、事業者名（提案者名）、所在地、電話番号その他提案者を特定できる情報が判別できないよう、黒塗り等の処理を施すこと。

(3) その他

行橋市が提示する資料及び回答書は、応募要領説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

なお、応募参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 応募要領説明書等に定める事項に違反した場合

7. 事務局

行橋市中央一丁目 1 番 1 号

行橋市環境水道部上水道課管理係

担当：宮川（ミヤガワ）・藤本（フジモト）

TEL：0930-25-1111(内 1266) FAX：0930-25-9777

E-mail：suidou@city.yukuhashi.lg.jp

第 3 節 提出書類の審査

1. 審査委員会の設置

本委託に係る業務提案書等の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、行橋市水道事業（検針・収納・窓口）等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の庶務は、行橋市環境水道部上水道課において処理する。

なお、審査委員会の構成並びに委員の職及び氏名については、原則として公表しないものとする。

2. 審査方法

(1) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募参加者を対象として、提出された業務提案書等の内容について説明を求めるとともに、審査委員会による質疑を行うため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）

なお、実施時間、実施場所その他詳細については、別途通知するものとする。

イ 実施内容

プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1 応募参加者当たり 60 分以内とし、時間配分は次のとおりとする。

（準備：5 分、説明：30 分、質疑応答：20 分、片付け：5 分）

出席者は 5 名以内とし、本業務における総括責任者は必ず出席すること。

（2）優先交渉権者の選定

ア 審査委員会は、業務提案書等の内容及びプレゼンテーションの結果を総合的に審査及び評価し、評価点の合計が最も高い応募参加者を優先交渉権者として選定する。

イ 応募参加者が 1 者のみであった場合においても、再募集は行わず、所定の審査を実施するものとする。

ウ 「提案見積額（100 点）」を除く「業務全体に対する事項（30 点）」、「業務提案（250 点）」及び「その他の提案（70 点）」の合計得点が、満点 2, 100 点（350 点×6 名）の 60％に当たる 1, 260 点に満たない提案者は、優先交渉権者として選定しないものとする。

（3）契約の締結

ア 行橋市は、優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、地方自治法施行令の規定に基づき随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、審査終了後に全ての応募参加者に対し文書により通知するものとする。なお、審査結果に関する問合せには応じないものとする。

ウ 提出された業務提案書等の内容については、原則として公表しないものとする。

3. 評価項目

（1）審査について、〔別表 1〕に定める項目を中心とした評価を行うこととする。

（2）地域貢献については、本委託に直接関連のない事項であっても、行橋市にとって有益なものであれば提案内容の制限はしないが、別途費用の生じる提案は原則認めない。

《提案例》

検針中に発見した道路の不具合の報告、見回りパトロール、高齢者等の独居世帯の見守りや声掛け等

第 4 節 提出書類に関する条件

本業務の業務提案書等に関する条件は次のとおりとする。応募参加者は、これらの条件を踏まえて、業務提案書等を作成すること。

1. 業務提案書の条件

業務提案書は、少なくとも次に掲げる事項について記載すること。なお、(1)から(6)は水道事業に関する提案とし、(7)は農業集落排水事業に関する提案とすること。

- (1) 業務実施体制（従事者配置計画を含む）
- (2) 業務実施方法
- (3) 業務内容及び業務に関する企画・技術提案
 - ア 窓口業務に関する企画・技術提案
 - イ 検針業務、調定業務及び有収率向上に関する企画・技術提案
 - ウ 水道料金の徴収・収納並びに滞納整理業務に関する企画・技術提案
 - エ 水道事業における給水停止業務に関する企画・業務提案
- (4) お客様サービス向上に関する提案
- (5) 個人情報保護体制
- (6) 収納金の管理体制
- (7) 農業集落排水事業に係る使用料関連業務に関する提案
 - ア 業務実施体制
 - イ 業務実施方法
 - ウ 業務内容及び業務に関する企画・技術提案
 - 1) 窓口業務に関する企画・技術提案
 - 2) 調定業務に関する企画・技術提案
 - 3) 農業集落排水使用料の徴収・収納並びに滞納整理業務に関する企画・技術提案
 - エ お客様サービス向上に関する提案
 - オ 個人情報保護体制
- (8) その他業務受託に際し、必要と思われる企画・技術提案

2. 電算システム計画書の条件

電算システム計画書は、少なくとも次に掲げる事項を含めて作成すること。

- (1) ハードウェア構成図及びシステム構成図（ネットワーク構成を含む。）
- (2) システム構築計画（災害時等の非常時対応を含む。）
- (3) データ移行計画
- (4) 情報セキュリティ対策
- (5) その他、システムの安定運用及び業務効率化に資する企画・技術提案

3. 提案見積書に関する条件

- (1) 行橋市が支払う委託料

ア 行橋市は、本業務の対価として、令和9年4月分を初回とし、以後毎月1回、令和14年3月分までの計60回にわたり委託料を支払うものとする。

なお、本業務のうち徴収業務については、各年度終了時における水道料金の収納率が行橋市の定める目標収納率を上回った場合は、契約で定めるところにより報償費を支払うものとする。また、目標収納率を

下回った場合は、契約で定めるところにより違約金を徴収するものとする。

目標収納率及び報償費・違約金の基本的な考え方は要求水準書に示す。

イ 電算システムの導入、運用及び保守に要する費用は、原則として受注者の負担とする。

ただし、データ移行に要する費用については行橋市の負担とし、その負担額及び負担範囲については契約交渉の過程において協議の上決定するものとする。

(2) 保険

事業者は、委託期間中において、本業務の履行に伴い第三者に与えた損害又は行橋市に生じた損害について補償できるよう、必要な保険に加入し、その保険を継続して維持すること。

4. 業務実施に関する事項

(1) 業務の再委託等

事業者は、本業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ行橋市の承認を受けなければならない。

行橋市は、再委託等により本業務の適正かつ確実な履行が確保されないおそれがあると認めるときは、これを承認しないことができる。

なお、事業者は、本業務の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(2) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の債務不履行の場合

1) 事業者が提供するサービスの水準が契約に定める水準を下回った場合又は事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行若しくはそのおそれが生じた場合は、行橋市は事業者に対して改善勧告を行い、相当の期間を定めて改善計画の提出及びその実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善を行わないときは、行橋市は契約を解除することができる。

2) 事業者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合又は財務状況の著しい悪化により、本業務の継続が困難であると合理的に認められる場合は、行橋市は契約を解除することができる。

3) 前記1)又は2)の規定により行橋市が契約を解除した場合は、事業者は原状回復その他必要な措置を講じるとともに、行橋市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 行橋市の債務不履行

1) 行橋市の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができる。

2) 前記1)の規定により事業者が契約を解除した場合は、事業者は行橋市に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

ウ 当事者の責めに帰することができない事由により委託業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他行橋市及び事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により、本業務の継続が困難となった場合は、行橋市及び事業者は、本業務の継続の可否について協議するものとする。

前項の協議を開始した日から相当の期間内に協議が整わない場合は、行橋市又は事業者は、相手方に対し書面により通知することにより、契約を解除することができる。

エ その他

前記アからウまでに定める契約解除の要件、損害賠償の範囲及び額並びに不可抗力等による契約終了時の費用負担及び精算方法その他必要な事項については、契約条項において別途定めるものとする。

5. 行橋市による本委託の実施状況の監視

(1) モニタリング

行橋市は、本業務の適正な履行状況を確認するため、事業者が作成し行橋市の承認を受けた業務計画書等に基づき、定期又は随時に書面確認、現地調査その他必要な方法によりモニタリングを実施するものとする。

(2) 支払いの減額等

事業者が契約に定めるサービス水準を満たしていないことその他契約上の義務を適切に履行していないことが判明した場合は、行橋市は委託料の減額その他必要な措置を講ずることができる。

委託料の減額等の方法については契約条項において定めるものとし、その要否及び額の決定に当たっては、主に次に掲げる事項を勘案するものとする。

なお、委託料の減額等を決定する際は、あらかじめ事業者の意見を聴取するものとする。

ア サービス水準の達成状況

イ サービス水準を満たしていない事項が業務運営及び住民サービスに及ぼす影響

ウ サービス水準を満たしていない事項に対する改善状況

6. 支払手続

(1) 事業者は、毎月の業務完了後、業務完了届を作成し、速やかに行橋市へ提出するものとする。

(2) 行橋市は、業務完了届を受領した後、速やかに業務の履行状況について検査を行うものとする。

(3) 事業者は、前号の検査に合格した後、速やかに行橋市へ請求書を提出するものとする。

(4) 行橋市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7. 契約に関する事項

(1) 行橋市は、優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、地方自治法施行令の規定に基づき随意契約を締結するものとする。

- る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、事業者が保険会社との間に行橋市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - (3) 契約は、行橋市が提示する資料及び事業者の提案内容を基礎として締結するものとし、業務内容、契約金額、支払方法その他必要な事項を定めるものとする。
 - (4) 契約金額は、提案見積書に記載された金額を基に、優先交渉権者との協議により決定するものとする。

〔別表 1〕

審査項目		評価着眼点	配点
業務全体に対する事項			
業務遂行能力（業務実績）	・給水人口45,000人以上の事業体での料金関連業務実績があるか ・農業集落排水事業に係る使用料徴収業務の受託実績、又は同等の公金収納業務実績があるか	10	
業務実施体制・業務実施方法 (様式第4号・5号関係)	・業務実施体制（従事者配置計画）等の内容に不備がないか ・業務実績等と比較して、無理のない計画となっているか	20	
業務提案			
【水道事業】 窓口業務に関する提案 (様式第6号関係)	・窓口、電話等の市民と直接接する業務に対する考え方 ・苦情、トラブル等発生時の対応及び市への報告について ・接遇研修等を実施する等、職員の資質向上に向けた取組があるか	20	
【水道事業】 検針業務（開閉栓業務等含む）に関する提案(様式第6号関係)	・検針員と職員との連携体制、検針内容の市への報告体制 ・異常水量（使用水量の大幅な増減）発見時の対応（市民への説明、フォロー及び市への報告等） ・有収率向上のための具体策・アイデアがあるか ・開閉栓業務の処理について	40	
【水道事業】 収納及び滞納整理業務に関する提案 (様式第6号関係)	・滞納防止についての考え方 ・収納、滞納整理についての考え方 ・あて先不明者の調査時における市との連携体制の構築について（役割分担、報告体制等）	30	
【水道事業】 給水停止業務に関する提案 (様式第6号関係)	・給水停止執行までの流れ、給水停止予定者への対応等 ・給水停止時の市への報告、連携体制について	30	
【水道事業】 お客様サービス向上に関する提案 (様式第7号関係)	・お客様サービス向上のための具体策、アイデアがあるか	40	
【水道事業】 個人情報保護に関する提案 (様式第8号関係)	・業務上の秘密、個人情報等の漏えい防止について、計画、体制等が確立されているか	10	
【水道事業】 収納金の管理体制に関する提案 (様式第9号関係)	・使用料の徴収に関し、現金の管理体制が確立されているか ・使用料収受の際のトラブル防止策が講じられているか	10	
【農業集落排水事業】 農業集落排水事業に係る使用料関連業務に関する提案(様式第10号関係)	・窓口業務、使用料の算定・調定、徴収・収納及び滞納整理業務等、円滑に業務遂行できる提案になっているか	50	
電算システム構築及び運用に関する提案(様式第12号～17号関係)	・電算システム構築に係る計画、運用、サポート体制等が具体的に、円滑に業務遂行できるか	20	
その他の提案			
継続的業務改善 (様式第11号関係)	・受託業務内容について、常に改善の意識を持って柔軟な対応ができるか ・委託範囲の変更の必要性が生じた場合に、状況に応じた柔軟な対応ができるか	20	
雇用計画 (様式第11号関係)	・雇用計画が具体的で、地元雇用を行う等行橋市に有益であるか	20	
地域貢献 (様式第11号関係)	・独自のアイデアによる提案があるか	30	
提案見積額			
提案見積額の設定について	下記算式による算定 『（業務委託上限額－当該提案者の見積額） ÷（業務委託上限額－業務委託上限額×80%）×100点』	100	